

原油価格高騰等に伴う 経営基盤安定化緊急対策事業

【専門家派遣 募集要項（令和5年度）】

○専門家派遣 申込期間

令和5年4月3日 9時～

令和5年6月30日 16時30分

○申込方法

公社HPの電子申込フォームよりお申込みください。
（電子申込による申請が困難な場合は事務局までご連絡ください）

○お問い合わせ

原油価格高騰等緊急対策支援事業 事務局
TEL：03-4564-5302（平日9時～16時30分）

目次

1	事業目的.....	2
2	事業概要.....	2
3	申込資格.....	4
4	専門家派遣 申込方法.....	6
5	支援事業者の決定.....	6
6	支援決定後の注意事項.....	7
7	申込に必要な入力項目及び書類.....	8
8	反社会的勢力排除に関する誓約事項.....	10
9	申込に際して提出された情報の取扱いについて.....	11

1 事業目的

これまでの原油価格高騰の長期化や、エネルギー供給不安定化に伴い、都内中小企業の経営状況の更なる悪化が懸念されています。そこで、省エネルギー化や固定費削減に資する取組をより一層推進することで、経営基盤安定化を図れるよう、専門家派遣や助成金により設備等の導入を支援する緊急対策事業を実施します。

2 事業概要

(1) 専門家派遣支援

項目	詳細
支援対象者	・ 次の要件を両方とも満たす東京都内の中小企業者（個人事業主を含む） ア 直近決算期の売上高が前期又は前々期と比較して 10%以上減少していること、又は、次期決算期の売上高が前期又は前々期と比較して 10%以上減少することを見込んでいること イ 直近決算期において損失を計上していること、又は、次期決算期において損失を見込んでいること ※次期決算期を用いて要件を満たす場合は、売上高、損失を売上台帳、元帳などにて確認させていただきます。 ※ 1 事業者につき 1 申込に限ります。
支援内容	原油価格の高騰等により経営に影響を受けている事業者の申込に応じて専門家が訪問し、現地調査や助言等を実施。
支援実施場所	原則として、東京都内にある事業所や工場 ※事業所等は自社所有又は賃貸借している必要があります。 ※専門家を派遣した事業所等が、助成金に申請する際の取組実施場所となります。 ※原則は都内ですが、首都圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県）であれば概ね申請可能です。
費用	無料
実施期間	専門家派遣支援事業者決定次第順次、令和 5 年 9 月 30 日まで。 ※専門家派遣期間内に専門家派遣が完了するよう、日程調整をお願いします。

(2) 助成金支援（任意活用）

専門家派遣を受けた事業者を対象に、省エネルギー化や原油価格高騰等の影響を受けている固定費削減に資する設備導入経費を助成します（本事業の支援事業者専用の助成金のため**助成金のみ利用（申請）は不可**）。助成金申請に際しての募集要項は別途配布予定の「助成金 募集要項」をご参照ください。

項目	詳細
対象者	上記「(1) 専門家派遣支援」をうけた事業者
申請に必要な G ビズ ID	デジタル庁が運営する電子申請システム jGrants にて申請頂くため、申請時に G ビズ ID が必要です。G ビズ ID とは法人又は個人事業主の方が各種行政サービスを電子申請頂く際にご利用いただけるログインアカウントです。助成金活用予定の方は予め次にて取得ください。 https://gbiz-id.go.jp/top/

項目	詳細		
助成対象経費	専門家の助言に基づく省エネルギー化や原油価格高騰等の影響を受けている固定費削減に資する設備導入に必要な経費の一部 [例] ・高効率乾燥機 ・高性能給湯設備 ・省エネ効率の高いボイラー ・高効率の大型冷凍冷蔵庫 ・トラック用導風板 ・低燃費タイヤ ・エコドライブシステム ・急発進を抑制するシステム ・電気自動車や燃料電池車などをタクシー等とする際に必要となる付帯設備 ※自動車本体の導入は対象外です。 ※収益（収入）の増加を直接の目的とする経費は対象外です。		
助成対象期間	交付決定日の翌日から1年間		
助成率	助成対象経費の4/5以内	助成限度額	1,000万円（下限額100万円）
申請受付	専門家派遣完了次第	交付決定	令和5年7月中旬以降

(3) 事業実施の流れ

■専門家派遣支援

- ① 申込フォームより専門家派遣支援にお申込みください。申込フォームには事業者の基本情報の入力、必要書類の添付、申込資格の確認をしていただきます。
- ② 事務局にて、申込フォーム記入事項および必要書類の内容を確認いたします。
- ③ 内容確認後、事務局より「専門家派遣 支援事業者決定」のご案内をいたします。
ご案内後、専門家より事業所等へ伺う日程についてご調整をさせていただきます。
- ④ 専門家が実際に事業所等に伺います。派遣終了後、専門家が支援レポートを作成し、お渡しいたします。助成金申請時には支援レポートをご提出いただきます。
※専門家派遣申込の詳細手順は、P6「4 専門家派遣 申込方法」以降をご確認ください。

■助成金支援

- ⑤ 専門家派遣の支援を受けた事業者は、その助言に基づく取組に係る経費について助成金に別途申請いただきます。
- ⑥ 事務局にて、申請内容を審査いたします。
※ただし、助言に基づく取組であっても、審査の結果、対象経費と認められない場合があります。
- ⑦ 審査ののち、該当事業者について助成金の交付決定を行います。



※交付決定は助成金支払ではありません。助成の対象とできる上限額を決定したものです。

助成金の支払額は、交付決定後に実際に取り組んだ内容を完了報告で報告いただき完了検査の結果、確定することになります。

3 申込資格

申込にあたっては、次の(1)～(7)のすべての資格を満たす必要があります。また助成金に申請する場合、特段の記載がある場合を除き、助成対象期間が終了するとき(それより前に助成期間が完了する場合はその完了時)まで申込資格を引き続き満たす必要があります。

(1) 2期以上、都内で実質的に事業を行っていること。

※ 申込を行った事業所所在地において、単に登記や建物があることだけではなく、客観的に見て都内に根付く形で事業活動が行われていることを指します。申込書、ホームページ、名刺、看板や表札、電話連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断します。

(2) 中小企業者で、大企業(※1)が実質的に経営に参画(※2)していないこと。

- ・ 中小企業者とは、会社(株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、有限会社)及び個人事業者をいう。
- ・ 中小企業者に該当する法人は以下のとおり。業種名は日本標準産業分類に基づく。

業種	資本金及び従業員
製造業、情報通信業(一部はサービス業に該当)、建設業、運輸業、その他	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下
小売業	5,000万円以下又は50人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下又は900人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下又は300人以下
旅館業	5,000万円以下又は200人以下

※1 「大企業」とは、上記に該当する中小企業者以外の者で事業を営む者をいう。ただし、次に該当するものは除く。

- ・ 中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合

※2 「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

- ・ 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合
- ・ 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合
- ・ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合
- ・ その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

(3) 足元の決算について次の要件を満たすこと

- ア 直近決算期の売上高が前期又は前々期と比較して10%以上減少していること、又は、次期決算期の売上高が前期又は前々期と比較して10%以上減少することを見込んでいること
 - イ 直近決算期において損失を計上していること、又は、次期決算期において損失を見込んでいること
- ※次期決算期を用いて要件を満たす場合は、売上高、損失を売上台帳、元帳などにて確認させていただきます。専門家派遣の際に当該書類を専門家が確認しますのでご説明をお願いします。

(4) 専門家派遣申込時点で下記ア・イのいずれかに該当すること。

- ア 法人：東京都内に登記簿上の事業所（本店または支店）を有していること。
- イ 個人事業者：東京都内で開業届を提出又は確定申告を行っており、東京都内で事業を営んでいること。

(5) 本事業への申込は一事業者につき一回であること。※過去に本事業の支援を受けていないこと。

(6) 申込時に申込に必要な書類をすべて提出できること。（P9「7（2）申込に必要な書類」参照）

(7) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むものではないこと。

公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、霊感商法など公的資金の助成先として適切でないと判断する業態を営むものではないこと。

また、P10「8 反社会的勢力排除に関する誓約事項」の「記」以下のいずれにも該当しない者であり、かつ、今後も該当しないことを誓約すること。

○助成金の申請をお考えの方へ

助成金に申請される場合、上記の専門家派遣の申込資格に加えて下記の申請要件も満たしている必要があります。

- ア 同一テーマ・内容で、公社・国・都道府県・区市町村等から助成等を受けていないこと。
- イ 本助成事業の申請は、一企業につき一件であること。
- ウ 同一テーマ・内容で公社が実施する助成事業（他の事業を含む。）に申請していないこと。
ただし、過去に本事業及びその他の事業において、採択されたことがない場合は、この限りではない。
- エ 事業税等を滞納（分納）していないこと。
※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税・地方税の徴収（納税）猶予を受けている場合は、徴収（納税）猶予許可通知書の写しを提出できること。
- オ 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。
- カ 申請日までの過去5年間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関

して、不正等の事故を起こしていないこと。

キ 過去に公社から助成金の交付を受けている者は、申請日までの過去5年間に「企業化状況報告書」や「実施結果状況報告書」等を所定の期日までに提出していること。

ク 民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。

ケ 助成事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。

コ 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むものではないこと。

サ 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でないと判断する業態を営むものではないこと。

シ 申請に必要な書類を全て提出できること。

ス その他、公社が公的資金の助成先として適切でないと判断するものではないこと。

4 専門家派遣 申込方法

本事業の利用を希望される場合は、申込受付期間内に以下の通り申込を完了させてください。

（1）申込方法

申込フォームの URL より必要事項をご入力ください。

（2）申込受付期間

令和5年4月3日9時00分～令和5年6月30日16時30分

（3）留意事項

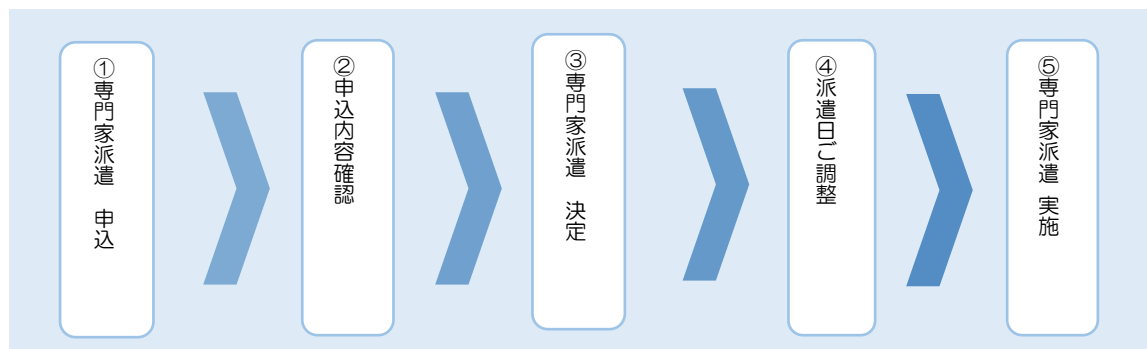
- ①申込は申込フォームでの受付となります。
- ②申込フォーム入力内容は、送信後の加筆・修正等はできません。
- ③必要に応じて、公社から追加資料の提出及び説明等を求めることがあります。
- ④インターネット通信等、申込に係る経費は申込者の負担となります。

5 支援事業者の決定

（1）決定までの流れ（①、②は申込者に行っていただく事項です）

- ①申込フォームにすべての事項をご入力、必要な書類を添付の上、お申込みください。
※ 期日までにご提出いただけなかった場合、キャンセル扱いとさせていただきます。
あらかじめご了承ください。
- ②事務局にて、申込フォーム記入事項および必要書類の内容を確認させていただきます。
- ③内容確認後、事務局より「専門家派遣 支援事業者決定」のご案内をいたします。
本事業の専門家は、中小企業診断士です。
- ④専門家より事業者の連絡担当者へ訪問日程調整の連絡をいたします。
- ⑤専門家が実際に事業所等に伺います。1回目訪問時に現状のヒアリング（決算書をご準備くださ

い。次期決算期を用いて要件を満たす場合は、売上高、損失を売上台帳、元帳などにて確認させていただきます。)、2回目訪問時に取組に対する助言等を予定しています。派遣終了後、専門家が支援レポートを作成いたします。



(2) その他

- ① 支援決定の結果等に関する個別のお問い合わせにはお答え致しかねます。
- ② 支援事業者として決定された場合、事業者名が公表される場合があります。

6 支援決定後の注意事項

(1) 支援の中止

支援事業者が次のいずれかに該当した場合、支援を中止する場合があります。

- ① 支援事業者が支援の受け入れを拒否したとき。
- ② 支援事業者が会社更生法に基づく手続き、民事再生法に基づく手続き又は破産法に基づく手続き若しくはこれに準ずる手続き等を開始したとき。
- ③ P4「3 申込資格」に記載する要件を満たさなくなったとき。
- ④ その他、公社が支援の継続が困難であると判断したとき。

(2) 支援決定の取消し

支援事業者が次のいずれかに該当した場合、支援決定を取消し、不正の内容、申込者及びこれに協力した関係者等の公表をする場合があります。

- ① 申込内容と異なる事実が認められたとき。
- ② 偽り、隠匿その他不正の手段により支援を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- ③ 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者であると判明したとき。
- ④ その他、公社が支援事業者として不適切と判断したとき。

7 申込に必要な入力項目及び書類

申込にあたっては下記の該当する全ての項目を申込フォームへ入力、必要な書類を提出してください。

(1) 申込フォーム入力事項

入力項目	備考
本店登記所在地	(法人) 履歴事項全部証明書に記載されている本店の所在地 (個人) 開業・廃業等届出書に記載されている住所等
会社名	(法人) 会社名 (個人) 屋号がある場合は屋号を入力してください。ない場合は「なし」と入力してください。
代表者氏名	
支店登記所在地	(法人) 履歴事項全部証明書に記載されている支店の所在地 ※本店が都外の場合のみ入力してください。
資本金	※法人のみ 個人の場合は「0」と入力
従業員数	※パート・アルバイトは除く
業種	日本標準業種分類の中分類を記載してください。
取扱製品・サービス	主に製造または取り扱っているもの、またはサービスを記載してください。
派遣を希望する事業所等の名称	専門家派遣を希望する事業所等の名称を記載してください。
派遣を希望する事業所等の所在地	上記事業所等の所在地を記載してください。 ※事業所等は自社所有又は賃貸借している必要があります。
担当者氏名	日中連絡が取れる担当者(原則、自社の社員・店舗の従業員を担当者としてください)
担当者連絡先	日中連絡が取れる電話番号
担当者 E-mail	日中連絡が取れるメールアドレス
原油価格高騰等による影響	既に影響が出ている/今後影響が見込まれる いずれか選択
売上高(3期分)	直近又は次期決算書(見込)等から3期分転記してください。
営業利益等	直近又は次期決算書(見込)等から転記してください。 (法人) 営業利益 (個人) 収支内訳書の所得金額(②)又は青色申告決算書の差引金額(③)
原油価格高騰等の影響を受けている固定費の削減を行うために実施したい取組	100字以上
上記取組を行うために導入を検討している機器	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率乾燥機 ・高性能給湯設備 ・省エネ効率の高いボイラー ・高効率の大型冷凍冷蔵庫 ・トラック用導風板 ・低燃費タイヤ ・急発進を抑制するシステム ・エコドライブシステム ・電気自動車や燃料電池車などをタクシー等とする際に必要と

入力項目	備考
	なる付帯設備 ・その他 より選択
上記取組を行うにあたって考えられる課題	100 字以上
誓約項目（11 項目）	7（3）参照

（2）申込に必要な書類

法人／個人	必要な書類
法人	<ul style="list-style-type: none"> ・発行3か月以内の履歴事項全部証明書（写し） ・会社案内、パンフレット、ホームページ等、事業所等の所在を確認できるもの
個人事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業の開業・廃業等届出書（税務署の収受印のあるもの、または電子申告の受信通知添付）（写し） ・会社案内、パンフレット、ホームページ等、事業所等の所在を確認できるもの

（3）誓約項目

- ①中小企業基本法第2条に該当する中小企業者（会社又は個人事業者）です。
- ②大企業が実質的に経営に参画する「みなし大企業」ではありません。
 - ・大企業が単独で発行株式総数又は出資総額の2分の1以上（複数で3分の2以上）を所有又は出資していないこと
 - ・大企業の役員または職員を兼ねているものが役員総数の2分の1以上含まれていないこと
- ③専門家派遣申込時点で下記ア・イのいずれかに該当します。
 - ア 法人：東京都内に登記簿上の事業所を有していること。
 - イ 個人事業者：東京都内で開業届を提出又は確定申告を行っており、東京都内で事業を営んでいること。
- ④2期以上、都内で実質的に事業を行っています。
- ⑤直近決算期の売上高が前期又は前々期と比較して10%以上減少している、又は、次期決算期の売上高が前期又は前々期と比較して10%以上減少することを見込んでいるとともに、直近決算期において損失を計上している、又は、次期決算期において損失を見込んでいます。
- ⑥過去、本事業に申込をしたことはありません。
- ⑦申込に必要な書類はすべて提出いたします。公社から別途必要な書類を求められた場合も提出いたします。
- ⑧東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むものではありません。
- ⑨公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など支援先として適切でないと判断する業態を営むものではありません。
- ⑩「反社会的勢力排除に関する制約事項」（P10 8参照）について誓約します。

⑪申込フォームに記載した事項に虚偽はありません。

8 反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私）は、申込をするにあたって、また、専門家派遣の期間中および終了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - ①前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること
 - ②前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ④前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ⑤その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

9 申込に際して提出された情報の取扱いについて

(1) 利用目的

提出された情報は当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のみに使用します。

ただし、経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

アンケート調査等を辞退される方は、本事業担当者までご連絡ください。

(2) 第三者への提供（以下の通り行政機関へ提供する場合があります。）

項目	詳細
目的	ア 当会社からの行政機関への事業報告 イ 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等
内容	氏名、連絡先等、申請書記載内容
手段	電子データ、プリントアウトした用紙

※上記「目的」の「イ」を辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

◆個人情報「個人情報の保護に関する要綱」に基づき管理しております。

当要綱は、(公財)東京都中小企業振興公社ホームページ (<https://www.tokyo-kosha.or.jp>) より閲覧及びダウンロードできますので、併せてご参照ください。